第１回岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

１　日　時　　令和８年９月 17 日（木）午前 10 時 06 分～

２　場　所　　岡山市北区下石井１丁目４番１号
岡山第２合同庁舎２階　共用会議室Ｃ

３　出席者

公益代表委員		柴　山　麻祐子
		長谷川　珠　子
労働者代表委員		櫻　井　正　巳
		山　本　浩　二
		雪　井　裕　美
使用者代表委員		上　田　哲　也
		菊　山　章　弘
事務局	労働基準部長	佐　藤　明　士
	賃金室長	宮　本　洋　子
	賃金指導官	森　井　顕　二
	労災補償監察官	木　村　弘　之
	監察監督官	金　武　邦　洋

４　議　事

森井指導官　　ただ今から、第１回岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開ですが、傍聴希望の申込みはございませんでした。

今年度第１回目の専門部会であり、部会長が選任されるまでの間、司会進行を事務局で務めさせていただきます。

まず、定足数について報告申し上げます。本日は公益委員の片山委員、使用者側委員の鶴海委員が欠席でございますが、他の委員７名が出席されておられますので、最低賃金審議会令で規定されている定足数である３分の２以上又は公労使各委員の３分の１以上の出席の条件を満たしていることをご報告いたします。

本日御審議いただきます付議事項について説明いたします。

１　特定最低賃金専門部会部会長・部会長代理の選任について
２　特定最低賃金専門部会の運営について
３　資料説明について
４　特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
５　今後の審議日程について
６　その他

でございます。

本日は令和８年度１回目の最低賃金専門部会の開催となります。冒頭、佐藤労働基準部長よりご挨拶申し上げます。

佐藤部長　　労働基準部長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします

本日はご多忙の中、ご出席いただき感謝申し上げます。また、皆様には特定最低賃金の専門部会の委員への就任をお引き受けいただき、重ねて感謝申し上げます。

皆様ご承知のとおり、岡山県の地域別最低賃金は、本審及び専門部会において公労使の委員の皆様の真摯な審議の結果、57 円引上げの時間額 1,104 円に改定され 10 月 2 日に発効される運びとなっております。中賃からは昨年度に続いて高い引上げの目安額が示される、また、注目度も年々高まるという難しい状況の中、労使各側委員のご理解もあり３年ぶりに全会一致で結審となったところでございます。

労働局として、発効日に向けて改正額、改正に対応する支援策の周知を図っているところでございます。皆様におかれても、企業・団体内での周知等へのご協力をお願い申し上げます。

さて、特定最低賃金の審議にあたって、岡山県では改正決定の必要性の有無から金額審議に至るまで、各専門部会において審議いただくこととなります。

労使の委員の皆様にお願いしたいのが、お互いの立場を尊重しつつ意思疎通を図っていただき、特に金額審議では、業界の労使代表としてイニシアティブを発揮いただくことで労使間での合意で結論が得られるようお願いします。

近年の地賃の高い引上げにより、多くの特賃で金額差が縮小、あるいは優位率が低下している状況です。全国では地賃に埋没する事例も増加する一方で、地域独自の産業等に特定最賃が存在していること自体の意義も考慮する必要があるのではないかという声もございます。年々難しくなっていく状況ではございますが、円滑な専門部会運営に向けまして、御理解、御協力をお願い申し上げて、私からの挨拶とさせていただきます。

森井指導官　　それでは、賃金室長、よろしくお願いします。

宮本室長　　それでは、議事に入らせていただきます。

まず、付議事項「（１）部会長・部会長代理の選任」ですが、部会長及び部会長代理は最低賃金法において公益委員の中から選出することとされております。これまでの慣例により、各専門部会の公益委員で事前に協議を行い、候補者を選んでいただいておりますので、私から発表させていただきます。部会長は長谷川委員、部会長代理は柴山委員です。

御了承いただけますでしょうか。

（異議なし）

宮本室長　　御了承いただき、ありがとうございます。

それでは以降の議事につきましては、長谷川部会長にお願いいたします。

長谷川部会長　　部会長を仰せつかりました長谷川でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の専門部会は、公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。

今年度の特定最低賃金の審議については、昨年度と同様に、改

正決定の必要性の審議から専門部会で行うことになりました。また、特定最低賃金の審議は、中賃の全員協議会報告で考え方が示されているとおり、関係当事者としてのイニシアティブ発揮により、労使の合意を目指していただき、これが難しい場合であっても、公益案による全会一致の議決に至るよう努力することが望まれておりますので、各委員の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

付議事項に入る前に、他部会の状況について事務局から報告をお願いします。

宮本室長　　他部会の状況を報告させていただきます。現在まで、電気機械器具製造業と鉄鋼業の２部会が「必要性あり」で結審しております。その他の部会は今後開催予定となっております。

長谷川部会長　　次に、議事録の署名人について決めておきたいと思います。

特定最低賃金専門部会運営規程第６条によりますと、「部会長及び部会長が指名した部会委員２人が署名する。」とされていますので、部会長である私と、労側は櫻井委員、使側は鶴海委員にそれぞれお願いしますが、鶴海委員は欠席のため、本日の専門部会議事録については、上田委員にお願いします。

本日の大まかな予定をご説明いたします。

まず付議事項（２）につきまして、今年度の審議運営について事務局から説明をしていただきます。続いて、付議事項（３）、本日配布の資料説明についても事務局からお願いします。

その後に、付議事項「（４）特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」審議を行うこととし、労使双方から「改正決定の必要性の有無にかかる基本的な考え方」を述べていただきます。

（３）の資料説明の後、労使委員それぞれの打合せ時間を取りたいと思います。その後、全体会議を再開し、労使それぞれ５分程度でご発言いただくという予定ですので、ご協力よろしくお願いします。

では、付議事項「（２）岡山県特定最低賃金専門部会の運営について」、事務局から説明をお願いします。

宮本室長　　それでは、資料№.２をご覧ください。

今年度の７業種の改正決定につきましては、７月３日の本審で改正決定の必要性の有無について労働局長から諮問を行いました。この諮問文が資料№.２－①となります。

その後、７月 30 日の本審で特賃の必要性の有無については、各

部会で審議を行うこととなったため、審議を効率的に進める観点から、「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正についても併せて調査審議をお願いする」という趣旨のことを加えて、再度諮問を行いました。これが資料№.２－②の諮問文となります。

必要性の審議において、全会一致で「必要性あり」となった部会は、最賃則第 11 条に基づく３週間の意見聴取公示期間を経た後、金額審議の専門部会を開催することになります。御留意いただきたいことが２点ございます。

１点目は、必要性ありとする場合、改定する特賃の最低賃金額は、この度改定される岡山県最低賃金額1,104円を１円以上上回った金額とすることになりますのでご留意ください。

２点目は、金額審議では、労働協約ケースであっても公正競争ケースであっても、６月 18 日に労働者側委員から提出された「改正申出書」にある企業内最低賃金協定額の最低金額が、金額審議における上限額となりますので御留意ください。

なお、必要性について、全会一致とならなかった部会は、後日本審に報告し、審議終了となります。

また、必要性審議及び金額審議ともに、専門部会で「全会一致」で結審した場合は、審議会令第６条第５項を適用することで、本審を開催せず、専門部会の決議を本審の決議とすることとなります。

長谷川部会長　　ただいまの事務局の説明について、委員の皆さん、ご質問等ございますでしょうか。

（特になし）

長谷川部会長　　それでは、必要性審議、金額審議いずれの専門部会でも審議会令第６条第５項を適用すること、必要性審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審に報告して審議終了することとします。

長谷川部会長　　次に付議事項（３）の資料の説明について、事務局からお願いします。

宮本室長　　資料№.３から説明させていただきます。

こちらは、日本銀行岡山支店が本年９月４日に発表した「岡山県金融経済月報」です。概況としては、「県内景気は、一部に弱めの動きがみられるが、緩やかな回復を続けている。」とあり、最終

需要をみると、「個人消費は、物価上昇等の影響を受けつつ、底堅く推移している。」、「設備投資は、増加傾向にある。」、「住宅投資は、弱めの動きとなっている。」、「公共投資は、緩やかに増加している。」とあります。

２ページの生産については、「県内製造業の生産は、横ばい圏内の動きとなっている。」と判断されています。

資料№.４は、令和８年８月５日、中国財務局岡山財務事務所発表の「岡山県内経済情勢報告」です。

総括判断では、「県内経済は、緩やかに回復しつつある。」としています。これは、前回４月と同様の判断です。

各項目の判断としては、本年４月と比較し「住宅建設」のみが下向き、「個人消費」、「生産活動」、「雇用情勢」、「設備投資」、「企業収益」、「企業の景況感」、「輸出」は横ばいです。２ページの生産活動において、汎用・生産用・業務用機械は、需要が堅調なことから、概ね横ばいとなっているとされています。

また、１ページ総論にあります【先行き】については、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されるものの、中東情勢や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」としています。

資料№.５は、岡山県総合政策局が発表した、令和８年６月分の「岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数[速報]」です。生産指数は108.5となり、２か月ぶりの上昇、対前月比＋4.3％とあります。

１ページに「上昇・低下に寄与した主な業種」があり、この中で、汎用・生産用・業務用機械工業は、（１）生産、（２）出荷で上昇に寄与した業種の２番目になっています。

３ページに「生産の業種別動向」として、主要業種別に「生産・出荷・在庫」の動向がグラフ化されており、２番目に汎用・生産用・業務用機械工業があります。

５ページに、「業種分類生産指数」「特掲業種分類生産指数」があります。数値の前にアルファベット小文字の「ｒ」が付されたものについては、速報値が訂正された部分になります。

資料№.６は、岡山労働局職業安定課が発表した令和８年７月の「雇用情勢」です。岡山県内の有効求人倍率は1.33倍となり、前月と比べ0.01ポイント低下しています。

次に10ページをご覧ください。「産業別・規模別新規求人状況」があります。Ｅ製造業全体を見ますと、７月は、前年同月比＋2.9％、下段の(25)はん用機械器具－4.9％、(26)生産用機械器具＋47.9％、(27) 業務用機械器具＋171.4％となっています。

最後に資料№.９をご覧ください。こちらは、「令和７年度特賃審

議経過および結果一覧表」となっておりますので参考にしてください。

私からの説明は以上です。

森井指導官　　それでは、私から、一般機械器具製造業における最低賃金基礎調査結果について説明いたします。ご説明いたします基礎調査の資料は資料№.７となります。

１ページに基礎調査の概要が記載してあります。基礎調査は、特定最低賃金の審議のための基礎資料を得ることを目的としまして、岡山県における最低賃金の対象となる労働者の賃金実態を明らかにした調査です。

調査範囲は岡山県全域を対象としております。調査対象事業所は、日本標準産業分類に定める産業のうち、こちらに記載してあります「一般機械器具製造業」の業種を対象としております。

調査事業所については、100 人未満の事業所を対象としております。30 人未満の事業所は全労働者を、30 人から 99 人の事業所は労働者の 2 分の 1 を抽出し、集計しております。

調査対象労働者は、いずれも、正社員だけでなく、臨時、パート社員等も対象となっております。ただし、特定最低賃金の適用が除外される 18 歳未満、65 歳以上の労働者等は除いております。

調査対象となる賃金は、令和８年６月分の所定内賃金となっております。基本給の他、最低賃金の算定基礎となる諸手当を対象としております。最賃の基礎とならない精皆勤手当、家族手当、通勤手当や、時間外手当・深夜手当・休日手当などの割増賃金、賞与等の 1 か月を超える期間ごとに支払われる手当、臨時に支払われる手当は調査対象から除かれております。

集計結果ですが、集計調査事業所数は 91 社、集計調査労働者数は 1,332 人、この調査結果を元にして復元した母集団労働者数は 3,513 人となっております。

それでは、最低賃金基礎調査の結果についてご説明いたします。

次の２ページをご覧ください。Ⅱ「現行最低賃金未満率」ですが、集計結果から算定しますと、未満率は男性 5.1%、女性 19.0%、男女合計で 7.9%となっております。右側のカッコの中は、昨年度の未満率を表しております。

Ⅲの特性値一覧表ですが、一般機械器具製造業は、月平均賃金額 275,651 円、時間当たり平均賃金額 1,655 円、第 1・20 分位数 1,079 円、第 1・10 分位数 1,120 円、第 1・4 分位数 1,293 円、中位数 1,525 円となっており、カッコ内が前年度の数字となっています。分位数とは、賃金を低い方から高い方へ並べて、20 等分、

10 等分、4 等分のように等分したときにその最初の境界に位置する数字のことです。中位数はいわゆる中央値のことです。

続いて、３ページ以降の総括表について説明します。

総括表は、その賃金額の階級ごとに何人の労働者が属しているか　という賃金の分布を示したものです。この表を基にして、先ほどの未満率や特性値を集計します。

この総括表の見方は、左の金額欄は賃金階級で、その賃金階級と同じ行にある数字は累積の労働者数を示しており、カッコ書きは累積の労働者数の比率を示しています。

３ページの１番下にある「1,117 円」の階級を見ていただくと累積で「312 人」の労働者がおり、その１つ上の「1,116 円」の階級を見ていただくと累積で「310 人」の労働者がおりますので、結局、「1,117 円」の階級には「２人」が属しているということが読み取れるということになります。

３～７ページには階層ごとに規模別・年齢別に区分したもの、９～13 ページには男女別･年齢別に区分した集計となっています。

賃金階級につきましては、特定最低賃金額より 10 円低い「1,093 円」からプラス 110 円の「1,203 円」までが 1 円刻みとなっており、それ以降は、10 円刻み、100 円刻みとなっております。

15 ページをご覧ください。このグラフは、今説明した総括表の賃金分布を一定の賃金階級ごとにまとめグラフ化したものです。

17 ページの表は、特定最低賃金額の金額が上がった場合の影響率を示したものです。例えば 50 円引き上げて「1,153 円」とすると 12.30％の影響率となります。

以上で基礎調査結果の説明を終わります。

続きまして、資料№.８「岡山県最低賃金と特定最低賃金との比較」をご覧ください。こちらは、県最低賃金を 100 とした場合の特定最低賃金の比率を、平成 27 年度から経年的に比較した表でございます。いわゆる優位率といわれるものです。

令和７年度の一般機械器具製造業の特定最賃は「1,103 円」で「105.3％」となっております。

また、その次のページの表は、一般機械器具製造業特定最賃賃金と県最低賃金の引き上げ幅などを年度別に比較した一覧表となっています。

資料の説明は以上となります。

長谷川部会長　　ただ今の資料説明に対して、何か質問等はございますでしょうか。

労働者側委員　　よろしいでしょうか。

長谷川部会長　　労側委員の方どうぞ。

労働者側委員　　先ほどの説明にありました未満率のことですが、前年度よりかなり悪化傾向にあるように思います。この数字が上がった理由、また、過去の数字は統計上どうなっているんでしょうか。過去５年、10 年という期間で見たときの数字はどうでしょうか。

森井指導官　　昨年度と今年度の数字を掲載していますが、過去の男女計の数字を申し上げますと、令和６年度 5.8%、令和５年度 4.8%、令和４年度 6.5%、令和３年度 8.2%となっています。その年度によって若干上下しているということはあると思います。

労働者側委員　　一方的に上がっている、下がっているという状況ではないようですね。

森井指導官　　右肩上がり、反対に右肩下がりという傾向はない状況となっています。調査対象事業所は無作為抽出となっておりまして、対象事業所が違うことから、変動もあり得ると思います。

労働者側委員　　ありがとうございます。

長谷川部会長　　他に何かございますでしょうか。

（特になし）

長谷川部会長　　それでは、ただ今から労使の打合せをお願いしたいと思います。どれくらい時間をお取りしましょうか。15 分程度でよろしいでしょうか。

（同意の声あり）

長谷川部会長　　それでは現在 10 時 38 分ですので、10 時 55 分に再開とします。控室への移動をお願いします。

宮本室長　　事務局でご案内いたします。

（労使それぞれ別室にて打合せ）

（打合せ後、労使委員入室）

長谷川部会長　　では、全体会議を再開いたします。

付議事項「（４）特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」審議に入ることにします。

まず、労使各側から特定最低賃金改正決定の必要性の有無に対する基本的な考え方をお聞きすることにします。それぞれ５分程度での発言に御協力いただくようお願いします。お聞きする順番は最初に労働者側委員、その後使用者側委員にお願いします。

それでは、労側の代表の方にお願いします。

労働者側委員　　今年度もこうした議論する場を設定いただきありがとうございます。一般機械が将来的に発展していくためにも大切な審議の場と思っています。建設的な議論をお願いしたいと思います。

さて、一般機械産業を取り巻く環境は、中東情勢や円安の影響による材料費の高騰などコストは増加しています。価格転嫁についても転嫁率が約５割となっていることなど収益につながらず、企業も厳しい状況が続いていると認識しています。

一方で労働者は、会社の利益確保や生産性向上に向け、会社の諸施策に協力しながら、日々の仕事にまい進しております。生活についても物価上昇が家計を圧迫し、特に収入のなかの食費が占める割合、エンゲル係数は年々上昇するなど、最低賃金近傍で働く労働者にとっては、決してゆとりのある生活とは言い難い状況にあります。一般機械で働く労働者の活力発揮に向けても生活の安心安定の確保が重要であると考えています。

現在の一般機械産業の最低賃金は、地域別最賃に対する優位性を保ててはいるものの、その水準は年々縮小傾向にあり、他の産業とも差がついている状況です。このままでは産業間の格差も広がっていくと考えます。また、一般機械産業は特殊な技術を要することや作業環境が過酷なこと、特に近年の暑さなどを踏まえると、地域別最賃から一定程度の優位性を確保していくことが必要であると思います。

労働人口の減少が社会問題となっているなか、将来的にも一般機械が優秀な人材を確保していくためには賃金水準を向上させ、産業や企業の魅力を高めていくことが重要です。岡山県は９割以上が中小企業です。岡山を元気にするのも中小企業だと思います。岡山の賃金、平均賃金というところも中小が担っていますし、その賃金が岡山の指標にもなるのではないかと考えます。今後岡山を元気にするためにも賃金水準の向上をお願いしたいと思います。そのため改正の必要ありを主張させていただきます。

長谷川部会長　　ありがとうございます。
それでは、使側の代表の方にお願いいたします。

使用者側委員　　業界の垣根がなくなってきている、ボーダレスの時代と言われていますが、そういう時代において、特定最低賃金のような業種別の最低賃金を決定する必要はないと考えています。優秀な人材に企業はそれなりの賃金を払っています。そうしたなかで、地域別最低賃金プラス 50 円程度で、各社が求めるような優秀な人材が集まるとは考えられないと思っています。本当に確保したい人材の賃金水準というのは、特定最低賃金のレベルよりもっと高い水準となっています。特定最低賃金の改正というものが人材確保に効果があるとは考えられないと思います。

最低賃金というのは、国の審議会が決めた目安と法定３要素、生計費、賃金、支払能力の原則に即して決める必要がありますが、中小企業は現在、防衛的な賃上げをしており、特に中小零細企業はそれが現実です。最低賃金は赤字企業にも適用されて、違反すると罰則が科せられるというなかで、県最賃が 1,104 円、これにさらに上乗せをした特定最低賃金というのは、中小企業にとっては今でも非常に厳しいにも関わらず、もっと厳しくなります。

１月に中小受託取引適正化法が施行されたにも関わらず、先ほど言われたように、これが中小の価格転嫁率は 50％台、適正化というのは道半ばでしかない、そういう現状において、中小に過度な賃上げを求めるのは行き過ぎもいいところであると思います。取引慣行の是正こそが取るべき、あるべき姿であるということです。そこを目指していかないと、特に中小にとっては、息絶え絶えの現状に、さらに足を引っ張るということになると思います。中長期的には政府の日本成長戦略を推進して、活発な国内の成長投資によって、中小の稼ぐ力を引き上げるような施策がまずあるべきです。それがあって初めて中小でも賃金を支払うことができるようになると思います。順番が逆なのではないかいう気がしています。現状、「賃上げをしてください」と従業員に言われても、その原資はどこにもありません。現状は中小企業の経営者が直面しているのがそういう状況です。大企業は５％を超えるような賃上げを連発するというニュースを横目に、うちには無理だと感じながらも、賃上げをしないと人が辞めていく、辞められると困るから仕方なく賃上げをする、そうすると資金が尽きる、そういう袋小路に追い込まれていくことになります。東京商工リサーチが今年１月に発表していますが、人件費高騰を原因とする倒産というのは 2022 年の７件から 2025 年には

152 件、わずか３年で 22 倍、こういう状況にあります。労働者としては賃金が上がると嬉しいですが、支払うほうの能力、倒産を覚悟にということになっているという現状を認識いただいて、そうすると、使側とすると必要性と言われると、ないとしか言いようがないと考えています。

長谷川部会長　　ありがとうございました。
双方からご発言をいただきました。それぞれのご意見に対する質疑等ございますでしょうか。

労働者側委員　　先ほどのご意見で、原資がない、支払能力ということに関して、パート労働者の補充では、岡山県最低賃金よりも 100 円、200 円上乗せして補充されているということもあります。また、春闘でも賃上げをされている企業もたくさんあるなかで、原資的には支払能力はあるのではないかと考えています。

使用者側委員　　連合さん、あるいは経営側では岡山県経営者協会が発表していますが、春闘の結果について、それは労働組合があるところ、ということです。労働組合のないところの方が多くて、そこの企業の賃上げの状況というのは連合さんの数字に反映されているんでしょうか。

労働者側委員　　連合の集計には数値としては反映されていませんが、経営者協会が発表しているものには、ある程度加味されているのではと思います。

使用者側委員　　経営者協会も、製造業でいうと 165 社しか集計されていないんです。経営者協会に加盟している企業の数字です。加盟していない企業の方が多いわけです。そこはどこにも反映されていないんです。本当の実態というのは、数字として反映されたものはないんです。それを抜きにして、わずかな大企業の数字、連合さんの数字をもとに議論をするというのは、なんかおかしくないですか。実態とかけ離れている、机上の空論でしかないと思います。

労働者側委員　　否定するつもりはありませんが、机上の空論とまでは言えないと思います。実態があるなかでの数字です。先ほども言いましたが、全体的なところ、確かに中小の細かい部分をみると、言われるようにデータがないとかあると思いますが、岡山県全体を考えると、最低賃金 1,104 円となると、これまで一般機械は 1,103 円ですから、

１円しかプラスが望めないということになります。今働いている人たちを含めて、全体を上げていくことが必要だと思います。企業も厳しい状況にあるということもありますが、労働者は生活も含めて厳しい状況が続いています。低い賃金ではモチベーションが低く、それなりの賃金で働くということになれば生産性も上がってくると思います。

使用者側委員　　支払えるところは支払えばいいんです。わざわざ特定最低賃金という形で決めなくでも、優秀な人材がほしいとなると、最低賃金で募集しても誰も来ません。もっと高い賃金を払ってでも、優秀な人材は欲しいんです。特に中小は新人を採用して、高校を卒業した人を採用して育てあげるとなると、非常に多くの時間がかかります。即戦力が欲しいんです。そういう人に来てもらうためには、1,100円で募集しても絶対来ませんから、もっと高い賃金を払ってでも来てほしいんです。でも来てくれないのが実態です。ですから人手不足がずっと続いています。

暑さなど厳しい環境のなかで働いてもらっているという実態はありますが、特定最賃を上げたら人が来るというのは、実際のところ、いままで聞いたことも見たこともありません。わざわざ特定最賃を定める必要はどこにあるんだろうというのが一番の疑問です。実際はもっと高い賃金を払ってでも人は欲しいが来てくれない、特定最低賃金を定め、この賃金で働いているのは技能実習生などこの近傍にありますが、パート、アルバイトの方が中心です。そもそも特定最低賃金の制度を設けることに疑問があります。昨年もこのことは主張しました。支払える企業は支払えばいいし、払えないところは行きつく先が見えるという状況です。やむを得ないことです。現状をみると、今はこうしか言いようがない状況です。どんどん廃業していますし、廃業率もめちゃくちゃ上がっています。どんどん設備投資をしてこれから発展しようという会社と、これだけ厳しくなったら設備投資もせずに、今の代で終わってもいいという企業もあるんです。こういうところは後継者となる人がいても、あとは継がせない、自分の代で終わりということが起こっています。そこを考えると、既に県最賃があるんだから、それ以上に上乗せして定める意義が見出せない、それで人が集まるのであればいいですが、人は集まらないんです。

佐藤部長　　お話の途中ですが、先ほどからいただいているご意見について、使側からの価格転嫁の問題、価格転嫁ができる環境づくりなど、行政として受け止めなければならないものと考えます。また、ご意見

のなかで、県最賃に対してさらに屋上屋を重ねるものとして特定最賃の必要性のお話がありました。この点については、お手元の最低賃金要覧のなかでも掲載されていますが、平成１４年当時の中賃全員協議会報告において、その意義について中賃使側委員からも同様の指摘が行われています。そうした経緯も踏まえての議論になろうかと思いますが、労使双方のご意見に対する是非というよりも、労使双方の意見交換、認識の共有化などのために、少し交通整理をいただいくということが必要ではなかいと思います。そのためにこの専門部会の今後の進行も含めて公労使の委員の皆さんで整理いただければと思います。

労働者側委員　　労働者側とすれば我々の意見、主張をきちんと公益の先生方に聞いていただきたいと思いますし、そのことで理解を深める機会にしていただきたいという気持ちです。二者協議という形がいいんではないでしょうか。

使用者側委員　　我々も二者協議という形で進めることに異論はありません。

長谷川部会長　　色々ご意見をいただきましたが、改めて論点など整理いただいて、これから公労、公使の二者協議を行いたいと思います。改めて労側、使側として打合せの時間は必要でしょうか。

労働者側委員　　労側は必要ありません。このまま始めていただいて構いません。

長谷川部会長　　それでは使側の委員の皆さんは一旦控室に移動いただいて、公労の二者協議として進行することとします。

（使側委員退室）
（各側、公益委員と個別協議実施）

長谷川部会長　　それでは全体会議を再開します。
ただいま、公労、公使の二者協議として意見交換させていただきました。議論は、基本的な姿勢として労働者側は必要性あり、使用者側は必要性なしということが現状です。ただ、色々議論いただきましたし、今後も議論していくというスタンスは双方お持ちです。そのため今日は持ち越し、日を改めて議論を継続することがいいのではないかと思います。労使委員の皆さん、よろしいでしょうか。

（異議なし）

長谷川部会長　　活発な議論をいただき、ありがとうございました。
今日の結論としましては、これ以上の進展は見込まれませんので必要性の審議を終わり、持ち越しとさせていただきたいと思います。
それでは、今後の審議日程について、事務局より説明をお願いします。

宮本室長　　次回の専門部会は、令和８年９月 24 日（木）午後１時からを予定しています。開催場所は、岡山第２合同庁舎２階共用会議室Ｃとなります。お忙しい中ですが、よろしくお願いいたします。

長谷川部会長　　ただ今、事務局より説明がありましたが、今後の審議日程につきましても、委員のみなさんの格段のご協力をよろしくお願いします。
次に付議事項（６）その他ですが、事務局から何かありますでしょうか。

宮本室長　　特にございません。

長谷川部会長　　委員の皆さん、何かございませんか。よろしいでしょうか。

（特になし）

長谷川部会長　　それでは、本日はこれをもちまして第１回岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門部会を終わります。
次回は、出来れば結論を得たいと考えておりますので、各委員の皆様のご協力をお願いします。
本日は、ご苦労様でした。